

九州大学大学院農学研究院等動物実験委員会内規

制 定：平成19年 3月 8日

最終改正：令和 3年 3月 9日

(設置)

第1条 九州大学大学院農学研究院、大学院生物資源環境科学府、農学部、実験生物環境制御センターおよびその附属施設（以下「農学研究院等」という。）に九州大学動物実験委員会規程第4条の規定に基づき、九州大学大学院農学研究院等動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、農学研究院等における次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 適正な動物実験等の実施及び安全確保に関すること。
- (2) 動物実験申請書の審査等に関すること。
- (3) 農学研究院動物実験施設及び農学研究院家禽飼養実験施設（鶏舎）の管理運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農学研究院長
 - (2) 部局動物実験主任者
 - (3) 農学研究院動物実験施設の施設長及び副施設長
 - (4) 農学研究院家禽飼養実験施設（鶏舎）の管理責任者
 - (5) 農学研究院の教員の中から選ばれた者 若干名
 - (6) その他委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項(5)、(6)、の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、研究院長をもってあて、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるいは特段の理由により委員会に出席できない場合には、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課研究協力係において処理する。

附 則

1 この内規は、平成19年 3月 8日から施行する。

2 九州大学大学院農学研究院、大学院生物資源環境科学府及び農学部における動物実験指針(平成12年4月1日)、動物実験計画の審査に関する申し合せ及び動物実験および動物実験計画書作成にあたっての注意事項は廃止する。

附 則

この内規は、平成26年 5月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、令和 元年10月16日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3年 4月 1日から施行する。